

令和6年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型 サービス費 (独自)	要支援1・2(週1回程度)			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割					39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		要支援1・2(週2回程度)			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割					77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		要支援2(週2回を超える程度)			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割					123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待 防止措置未実施 減算	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合	要支援1・2(週1回程度)	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			要支援1・2(週2回程度)	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12					23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			要支援2(週2回を超える程度)	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13					37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者 等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模 事業所加算			所定単位数の	10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算			所定単位数の	5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の	5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200		1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50		月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の	24/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1				(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11				(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12				(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13				(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算			

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【藤枝市 市独自基準 訪問型サービスA】

令和6年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定			
種類	項目		給付率	単位数	単位				
A3	1001	(市)訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 998単位	90%	998	1月に つき		
A3	1002				80%	998			
A3	1031				70%	998			
A3	1003	(市)訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×80%	90%		798	
A3	1004					80%		798	
A3	1032					70%		798	
A3	1005	(市)訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%		898	
A3	1006					80%		898	
A3	1033					70%		898	
A3	1007	(市)訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×80%	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		90%	719
A3	1008							80%	719
A3	1034							70%	719
A3	1009	(市)訪問型サービスⅠ・特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%		150	
A3	1010					80%		150	
A3	1035					70%		150	
A3	1011	(市)訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%		50	
A3	1012					80%		50	
A3	1036					70%		50	
A3	1201	(市)訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 33単位	90%	33	1日に つき		
A3	1202				80%	33			
A3	1231				70%	33			
A3	1203	(市)訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×80%	90%		26	
A3	1204					80%		26	
A3	1232					70%		26	
A3	1205	(市)訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%		30	
A3	1206					80%		30	
A3	1233					70%		30	
A3	1207	(市)訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×80%	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		90%	24
A3	1208							80%	24
A3	1234							70%	24
A3	1209	(市)訪問型サービスⅠ・特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%		5	
A3	1210					80%		5	
A3	1235					70%		5	
A3	1211	(市)訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%		2	
A3	1212					80%		2	
A3	1236					70%		2	

【藤枝市 市独自基準 訪問型サービスA】

令和6年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成	算定	
種類	項目					単位数	単位	
A3	1301	(市)訪問型サービスⅡ	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程 度) 1,996単位		90%	1,996	1月に つき	
A3	1302				80%	1,996		
A3	1331				70%	1,996		
A3	1303	(市)訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合　×80%	90%	1,597		
A3	1304				80%	1,597		
A3	1332				70%	1,597		
A3	1305	(市)訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	90%	1,796		
A3	1306				80%	1,796		
A3	1333				70%	1,796		
A3	1307	(市)訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合　×80%	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	90%		1,437
A3	1308					80%		1,437
A3	1334					70%		1,437
A3	1309	(市)訪問型サービスⅡ・特別地域加算		特別地域加算　所定単位数の　15%　加算	90%	299		
A3	1310				80%	299		
A3	1335				70%	299		
A3	1311	(市)訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　所定単位数の　5%　加算	90%	100		
A3	1312				80%	100		
A3	1336				70%	100		
A3	1401	(市)訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (Ⅱ) 66単位		90%	66	1日に つき	
A3	1402				80%	66		
A3	1431				70%	66		
A3	1403	(市)訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合　×80%	90%	53		
A3	1404				80%	53		
A3	1432				70%	53		
A3	1405	(市)訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	90%	59		
A3	1406				80%	59		
A3	1433				70%	59		
A3	1407	(市)訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程又は一定の研修を修了した訪問事業責任者を配置している場合　×80%	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	90%		48
A3	1408					80%		48
A3	1434					70%		48
A3	1409	(市)訪問型サービスⅡ・特別地域加算		特別地域加算　所定単位数の　15%　加算	90%	10		
A3	1410				80%	10		
A3	1435				70%	10		
A3	1411	(市)訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　所定単位数の　5%　加算	90%	3		
A3	1412				80%	3		
A3	1436				70%	3		
A3	1501	(市)訪問型サービス・初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	90%	200	1月に つき	
A3	1502				80%	200		
A3	1531				70%	200		

【藤枝市 国基準相当 通所型サービス】

【色分け詳細：水色→新設、黄色→変更、灰色→廃止】

令和6年6月1日

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービスⅠ	Ⅰ 通所型サービス費 (独自)	要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき
A6	1112 通所型独自サービスⅠ1日割			59 単位	59	1日につき
A6	1121 通所型独自サービスⅠ2		要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき
A6	1122 通所型独自サービスⅠ2日割			119 単位	119	1日につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施 減算	要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2		要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2		要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算Ⅱ		要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	内通につき
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 単位加算	88	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ		要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72 単位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24 単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ		要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201 通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	64/1000 加算		
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算	
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算	
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算	
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算	
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算	
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算	
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算	
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算	
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算	
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算	
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算	
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、[1111]を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、[112]を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11・日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12・日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11・日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12・日割・人欠			119 単位		83	1日につき

【藤枝市 市独自基準 通所型サービスA】

令和6年6月1日

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A7	1001	(市)通所型サービスⅠ	イ 通所型サービス費	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程度) (3h～5h未満) 1,130単位		90%	1,130	1月に つき
A7	1002					80%	1,130	
A7	1031					70%	1,130	
A7	1003	(市)通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算			中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	57	
A7	1004					80%	57	
A7	1032					70%	57	
A7	1005	(市)通所型サービスⅠ・同一建物			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 251単位減算	90%	879	
A7	1006					80%	879	
A7	1033					70%	879	
A7	1007	(市)通所型サービスⅡ		要支援2(週2回程度) (3h～5h未満) 2,260単位		90%	2,260	
A7	1008					80%	2,260	
A7	1034					70%	2,260	
A7	1009	(市)通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算			中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	113	
A7	1010					80%	113	
A7	1035					70%	113	
A7	1011	(市)通所型サービスⅡ・同一建物			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 502単位減算	90%	1,758	
A7	1012					80%	1,758	
A7	1036					70%	1,758	
A7	1013	(市)通所型サービスⅢ		事業対象者・ 要支援1・2(週1回程度) (5h以上) 1,438単位		90%	1,438	
A7	1014					80%	1,438	
A7	1037					70%	1,438	
A7	1015	(市)通所型サービスⅢ・中山間地域等提供加算			中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	72	
A7	1016					80%	72	
A7	1038					70%	72	
A7	1017	(市)通所型サービスⅢ・同一建物			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 320単位減算	90%	1,118	
A7	1018					80%	1,118	
A7	1039					70%	1,118	
A7	1019	(市)通所型サービスⅣ		要支援2(週2回程度) (5h以上) 2,876単位		90%	2,876	
A7	1020					80%	2,876	
A7	1050					70%	2,876	
A7	1021	(市)通所型サービスⅣ・中山間地域等提供加算			中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	144	
A7	1022					80%	144	
A7	1051					70%	144	
A7	1023	(市)通所型サービスⅣ・同一建物			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 640単位減算	90%	2,236	
A7	1024					80%	2,236	
A7	1052					70%	2,236	

【藤枝市 市独自基準 通所型サービスA】

令和6年6月1日

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	1101	(市)通所型サービスⅠ・定超	イ 通所型サービス費	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (3h～5h未満) 1,130単位	定員超過の場合 × 80%		90%	904	1月に つき
A7	1102						80%	904	
A7	1131						70%	904	
A7	1103					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 251単位減算	90%	653	
A7	1104						80%	653	
A7	1132						70%	653	
A7	1105	(市)通所型サービスⅡ・定超		要支援2(週2回程 度) (3h～5h未満) 2,260単位	定員超過の場合 × 80%		90%	1,808	
A7	1106						80%	1,808	
A7	1133						70%	1,808	
A7	1107					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 502単位減算	90%	1,306	
A7	1108						80%	1,306	
A7	1134						70%	1,306	
A7	1109	(市)通所型サービスⅢ・定超		事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (5h以上) 1,438単位	定員超過の場合 × 80%		90%	1,150	
A7	1110						80%	1,150	
A7	1135						70%	1,150	
A7	1111					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 320単位減算	90%	830	
A7	1112						80%	830	
A7	1136						70%	830	
A7	1113	(市)通所型サービスⅣ・定超		要支援2(週2回程 度) (5h以上) 2,876単位	定員超過の場合 × 80%		90%	2,301	
A7	1114						80%	2,301	
A7	1137						70%	2,301	
A7	1115					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 640単位減算	90%	1,661	
A7	1116						80%	1,661	
A7	1138						70%	1,661	

【藤枝市 市独自基準 通所型サービスA】

令和6年6月1日

管理者・従事者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	1201	(市)通所型サービスⅠ・人欠	イ 通所型サービス費	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (3h～5h未満) 1,130単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	904	1月に つき
A7	1202						80%	904	
A7	1231						70%	904	
A7	1203					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 251単位減算	90%	653	
A7	1204						80%	653	
A7	1232	70%		653					
A7	1205	(市)通所型サービスⅡ・人欠		要支援2(週2回程 度) (3h～5h未満) 2,260単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	1,808	
A7	1206						80%	1,808	
A7	1233						70%	1,808	
A7	1207					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 502単位減算	90%	1,306	
A7	1208						80%	1,306	
A7	1234	70%		1,306					
A7	1209	(市)通所型サービスⅢ・人欠		事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (5h以上) 1,438単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	1,150	
A7	1210						80%	1,150	
A7	1235						70%	1,150	
A7	1211					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 320単位減算	90%	830	
A7	1212						80%	830	
A7	1236	70%		830					
A7	1213	(市)通所型サービスⅣ・人欠		要支援2(週2回程 度) (5h以上) 2,876単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	2,301	
A7	1214						80%	2,301	
A7	1237						70%	2,301	
A7	1215					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 640単位減算	90%	1,661	
A7	1216						80%	1,661	
A7	1238	70%		1,661					

【藤枝市 市独自基準 通所型サービスA】

令和6年6月1日

契約期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A7	1301	(市)通所型サービスⅠ	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (3h～5h未満) 37単位	中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	37	1日に つき	
A7	1302				80%	37		
A7	1331				70%	37		
A7	1303	(市)通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算			90%	2		
A7	1304				80%	2		
A7	1332				70%	2		
A7	1305	(市)通所型サービスⅠ・同一建物		90%	29			
A7	1306			80%	29			
A7	1333			70%	29			
A7	1307	(市)通所型サービスⅡ		中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	74		
A7	1308				80%	74		
A7	1334				70%	74		
A7	1309	(市)通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算			90%	4		
A7	1310				80%	4		
A7	1335				70%	4		
A7	1311	(市)通所型サービスⅡ・同一建物		事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者 に市独自基準型通所サービスを行う場合 16単位減算	90%	58		
A7	1312				80%	58		
A7	1336				70%	58		
A7	1313	(市)通所型サービスⅢ	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (5h以上) 47単位	中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	47		
A7	1314				80%	47		
A7	1337				70%	47		
A7	1315	(市)通所型サービスⅢ・中山間地域等提供加算			90%	2		
A7	1316				80%	2		
A7	1338				70%	2		
A7	1317	(市)通所型サービスⅢ・同一建物		90%	37			
A7	1318			80%	37			
A7	1339			70%	37			
A7	1319	(市)通所型サービスⅣ		中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	95		
A7	1320				80%	95		
A7	1350				70%	95		
A7	1321	(市)通所型サービスⅣ・中山間地域等提供加算			90%	5		
A7	1322				80%	5		
A7	1351				70%	5		
A7	1323	(市)通所型サービスⅣ・同一建物		事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者 に市独自基準型通所サービスを行う場合 21単位減算	90%	74		
A7	1324				80%	74		
A7	1352				70%	74		

【藤枝市 市独自基準 通所型サービスA】

令和6年6月1日

定員超過の場合（契約期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード））

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	1401	(市)通所型サービスⅠ・定超	イ 通所型サービス費	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (3h～5h未満) 37単位	定員超過の場合 × 80%		90%	30	1日に つき
A7	1402						80%	30	
A7	1431						70%	30	
A7	1403					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 8単位減算	90%	22	
A7	1404						80%	22	
A7	1432	70%		22					
A7	1405	(市)通所型サービスⅡ・定超			90%	59			
A7	1406				80%	59			
A7	1433				70%	59			
A7	1407			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 17単位減算	90%	42			
A7	1408				80%	42			
A7	1434	70%			42				
A7	1409	(市)通所型サービスⅢ・定超			90%	38			
A7	1410				80%	38			
A7	1435				70%	38			
A7	1411			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 11単位減算	90%	27			
A7	1412				80%	27			
A7	1436	70%			27				
A7	1413	(市)通所型サービスⅣ・定超			90%	76			
A7	1414				80%	76			
A7	1437				70%	76			
A7	1415			事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 21単位減算	90%	55			
A7	1416				80%	55			
A7	1438	70%			55				

【藤枝市 市独自基準 通所型サービスA】

令和6年6月1日

管理者・従事者が欠員の場合（契約期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード））

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	1501	(市)通所型サービスⅠ・人欠	イ 通所型サービス費	事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (3h～5h未満) 37単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	30	1日に つき
A7	1502						80%	30	
A7	1531						70%	30	
A7	1503					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 8単位減算	90%	22	
A7	1504						80%	22	
A7	1532						70%	22	
A7	1505	(市)通所型サービスⅡ・人欠		要支援2(週2回程 度) (3h～5h未満) 74単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	59	
A7	1506						80%	59	
A7	1533						70%	59	
A7	1507					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 17単位減算	90%	42	
A7	1508						80%	42	
A7	1534						70%	42	
A7	1509	(市)通所型サービスⅢ・人欠		事業対象者・ 要支援1・2(週1回程 度) (5h以上) 47単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	38	
A7	1510						80%	38	
A7	1535						70%	38	
A7	1511					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 11単位減算	90%	27	
A7	1512						80%	27	
A7	1536						70%	27	
A7	1513	(市)通所型サービスⅣ・人欠		要支援2(週2回程 度) (5h以上) 95単位	管理者・従事者が欠 員の場合 × 80%		90%	76	
A7	1514						80%	76	
A7	1537						70%	76	
A7	1515					事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 利用する者に市独自基準型通所サービスを行う場合 21単位減算	90%	55	
A7	1516						80%	55	
A7	1538						70%	55	

【藤枝市 ケアマネジメント費】

【色分け詳細: 黄色→変更、灰色→廃止】

令和6年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	委託率	合成	算定	
種類	項目		割合	単位数		
AF	2112	介護予防ケアマネジメント費A	90%	442	1月に つき	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント費B	90%	308		
AF	2114	介護予防ケアマネジメント費C	90%	308		
AF	3001	高齢者虐待防止措置	介護予防ケアマネジメント費A 4単位減算	90%	438	
AF	3002	未実施減算	介護予防ケアマネジメント費B 3単位減算	90%	305	
AF	3003		介護予防ケアマネジメント費C 3単位減算	90%	305	
AF	3011	高齢者虐待防止措置	介護予防ケアマネジメント費A 8単位減算	90%	434	
AF	3012	未実施減算・業務継続	介護予防ケアマネジメント費B 6単位減算	90%	302	
AF	3013	計画未策定減算	介護予防ケアマネジメント費C 6単位減算	90%	302	
AF	3101	業務継続計画未策定	介護予防ケアマネジメント費A 4単位減算	90%	438	
AF	3102	減算	介護予防ケアマネジメント費B 3単位減算	90%	305	
AF	3103		介護予防ケアマネジメント費C 3単位減算	90%	305	
AF	4002	初回加算		90%	300	
AF	6133	委託連携加算		90%	300	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。